



### ● 保険料の納付は口座振替が便利でおトクです

国民年金の保険料はお支払方法によっておトクな割引料金が設定されています。口座振替は納め忘れがなく、前納割引額もアップします。引き落とし方法は下記より選ぶことができます。

- ① 1年分の前納（4月から翌年3月分）
- ② 半年分の前納（4月から9月分、10月から翌年3月分）
- ③ 毎月（早割）※納付期限よりも1か月早く口座振替
- ④ 毎月（割引なし）



口座振替のお申し込みには、基礎年金番号が確認できるもの（年金手帳・納付書など）、預金通帳、金融機関届出印が必要です。詳しくは役場保険健康課保険年金班または直方年金事務所までお問い合わせください。

### ● 前納割引制度 申し込みはお早めに

◆◆ 平成24年度保険料納入額 ◆◆

	現金納付	口座振替
毎月（翌月末）	14,980 円	14,980 円
毎月（当月末）	14,980 円	14,930 円 (50 円割引)
半年分前納	89,150 円 (730 円割引)	88,860 円 (1,020 円割引)
1年分前納	176,570 円 (3,190 円割引)	175,990 円 (3,770 円割引)

※金額は平成24年度の予定額です。

新規に口座振替での前納を希望される場合は、事前の申し込みが必要です。前納振替日は4月末日（平成24年度は5月1日）および10月末日ですが、口座振替の手続完了までに時間を要するため、申し込み前にご確認ください。手続が間に合わなかった場合は次回の前納振替月までは毎月の振替になることがあります。詳しくは役場保険健康課または直方年金事務所までお問い合わせください。

### ● 障害基礎年金を受給中の60歳未満の人へ

障害基礎年金の受給権がある人は、国民年金法の規定により国民年金の保険料が免除されます（法定免除）。60歳未満で新規に障害基礎年金の受給権を得た人は、基礎年金番号が確認できるもの（年金手帳や納付書）、年金証書、認印を持参のうえ、役場保険健康課または年金事務所での免除の手続をしてください。

法定免除に該当する場合の保険料は、既に納付されたものと前納されたものを除き、受給権を得た月の前月から納付を要しないものとされています。したがって、遡って障害基礎年金の受給権を得た場合には、受給権発生日以降に納付されていた保険料（受給権を得た月の前月以降の保険料に限る）については還付することになります。

なお、還付対象の保険料について特に納付を希望される場合は、追納制度によって納付済み期間とすることもできます。詳しくは窓口でお尋ねください。

#### \*\*\* 問い合わせ \*\*\*

役場保険健康課保険年金班 ☎42-2111 内線201  
直方年金事務所 ☎22-0891  
ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165  
IP電話・PHSからは ☎03-6700-1165

